

基山町行政改革実施計画



平成 30 年 3 月

基山町行政改革推進本部

目次

1 基本的な考え方	1
2 実施計画期間	3
3 今後の課題	3
4 行政改革実施計画 具体的取組一覧表	
(1) 人口増対策	4
(2) 持続可能な財政運営の実現	7
(3) 行政サービスの向上	9
(4) 効率的・効果的行政運営の確立	12
(5) 協働のまちづくりの推進	14
(6) 行政運営に係る透明性の向上、 積極的な情報発信	15

1 基本的な考え方

この「基山町行政改革実施計画」（以下、「実施計画」という。）は、平成 30 年 3 月に策定した、「第 6 次基山町行政改革大綱」（以下、「大綱」という。）における、基山町が行政改革を実施するうえで取り組むべき、6 つの基本項目及び 28 の主な取り組み内容について、58 の具体的な取り組み項目及び内容、目標達成時期を明確にするための実施スケジュールなどを示しています。

今後は、この実施計画書を迅速かつ着実に実行するため、「基山町総合計画」との整合性を確保しながら、「行政改革推進本部」を中心に組織的な進行管理を行うとともに、達成状況を広く町民に公表することで町民の理解を得ながら行政改革を推進していきます。

（第 6 次基山町行政改革大綱における 6 つの基本項目及び主な取り組み内容）

基本項目	主な取組内容
(1) 人口増対策	①都市計画区域の変更による開発可能区域の確保 ②移住促進に係る PR 推進 ③空家対策による移住定住促進 ④企業誘致による雇用確保、定住促進 ⑤子育て支援による移住、定住促進
(2) 持続可能な財政運営の実現	①税収入等の確保 ②自主財源の確保 ③事業実施時における国庫補助制度等の積極的活用 ④中長期財政計画の随時見直し、適正管理 ⑤基山町公共施設等総合管理計画の随時見直し、適正管理 ⑥補助金等に関する支出の適正化 ⑦各保険に係る給付の適正化

(3) 行政サービスの向上	<ul style="list-style-type: none">①窓口業務のサービス向上②高齢者福祉の推進③子育て支援の推進④多文化共生社会の推進⑤地域公共交通の利便性の向上⑥安全な交通基盤の確保
(4) 効率的・効果的行政運営の確立	<ul style="list-style-type: none">①課・係等の組織の適正化②職員数及び職員配置の適正化③人材の確保及び育成強化④民間機能の活用（指定管理者活用、PPP/PFI 手法の導入等）⑤広域行政の推進
(5) 協働のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none">①地域組織、NPO 等による協働によるまちづくり活動の促進②協働の手法による適切な町民ニーズの把握
(6) 行政運営に係る透明性の向上、 積極的な情報発信	<ul style="list-style-type: none">①情報公開の推進②情報発信の推進（町ホームページの改修等）③事業評価の確立

2 実施計画期間

この実施計画の計画期間は、平成 30 年度から 34 年度までの 5 年間とします。

3 今後の課題

(1) 新たな財政需用との関係

実施計画書は、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。特に、新たな財政支出を必要とする取組みの実施については、財源調整を個別に行いながら実施していくものとします。

(2) 実施計画書以外の行財政改革の取組み

行財政改革に関する個別の取組みについては、本実施計画書に提示されたもののみならず、町民のニーズや他団体の動向等を的確に把握しながら、新たな取組み等が生じた場合は検討を行い、実施していくものとします。

(3) 行政改革実施の評価

行政改革の実施については、毎年、その成果について評価、検証を行うものとします。

4 行政改革実施計画 具体的取組一覧表

行政改革大綱		行政改革実施計画			実施スケジュール				
基本項目	主な取組内容	具体的項目	取組前の状況	取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
(1)人口増対策	①都市計画区域の変更による開発可能区域の確保	地区計画等を活用しての土地利用促進	市街化区域内では宅地開発が進み、宅地開発可能な土地が少なくなっている。	・市街化区域に隣接する土地調査 ・地区計画	実施	→	→	→	→
	②移住促進に係るPR推進	移住定住促進事業	基山町の人口は平成12年の19,176人をピークに減少傾向にあるため少子高齢化の流れに歯止めをかける必要がある。	移住希望のニーズに対応するため、各種相談会やポータルサイトの製作、定住促進用のパンフレット等を作成し、福岡都市部への近接性を最大限に活かした移住定住の促進を行う。ターゲットを福岡都市圏の通勤通学をする子育て、若者世代に絞り、市内の路線バスや地下鉄などへの効果的な広告やメディア媒体を活用したイメージ戦略を行う。	実施	検討	→	→	→
	③空家対策による移住定住促進	スマイルナビ、JTIのマイホーム借上げ制度との連携、不良住宅除去費補助金	少子高齢化や核家族化により空家が年々増加しており、今後も人口減少などで増えていくと見込まれる。	すまいるナビ（町内の空家等売りたい・貸したい人、それを買いたい・借りたい方をマッチングする） JTIのマイホーム借上げ制度との連携（50歳以上の所有する住宅をJTIが借上げ、3年の定期借家契約で子育て世帯等に転貸する） 不良住宅除去費補助金（不良住宅の除去に要する工事費の一部を助成する）	実施	→	→	→	→

行政改革大綱		行政改革実施計画			実施スケジュール				
基本項目	主な取組内容	具体的項目	取組前の状況	取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
(1)人口増対策	③子育て支援の推進	医療費等助成制度の充実	10組に1組の夫婦が不妊に悩んでいると言われていたが、子どもを持ちたいと願うその治療費は、保険適用されていないため、高額な医療費がかかり、不妊に悩む夫婦を経済面でも苦しめている。基山町は全国平均よりも出生率が低い状況である。	子どもを産み育てる環境づくりの根源となる妊娠への一助となるよう、不妊治療費の助成を行う。	実施	→	→	→	→
		医療費等助成制度の充実	乳幼児や学童のインフルエンザ予防接種は任意接種のワクチンとして位置づけられている。現在、接種費用の全額を保護者負担により実施している。	接種費用の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図り、子育て支援として実施する。	実施	→	→	→	→
	④企業誘致による雇用確保、定住促進	無料職業紹介所の設置	企業誘致を行う際に用地確保を重要課題としていたが、進出後の企業によっては、人材確保に苦労し、事業が拡大できない状況である。	無料職業紹介所を設置することで、求職者と求人のかみ細やかなマッチングを支援することで、地元事業者の人材確保と定住促進を図る。	実施	→	→	→	→
	⑤子育て支援による移住、定住促進	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援	子育て交流広場を、保健センター2階で運営している。	基山保育園の建て替えに併せて、子育て交流広場を設置し、保健センターに設置予定の子育て世代包括支援センター等の子育て支援機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。	検討	→	実施	→	→
		子育て支援施策の効果的広報	子育て支援施策を整理した子育て支援ガイドブックを作成している。	子育て支援ガイドブックを、子育て世代の意見も取り入れながら整理、ビジュアル的にリバイスし、子育て支援策をわかりやすく伝える。	検討	実施	→	→	→

行政改革大綱		行政改革実施計画			実施スケジュール				
基本項目	主な取組内容	具体的項目	取組前の状況	取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
(1)人口増対策	⑤子育て支援による移住、定住促進	子どもの居場所づくりの充実	放課後児童クラブ運営、子どもの居場所づくり教室を実施している。	子どもの居場所づくりの充実を図るため、多世代交流センター憩の家にキッズスペース（基山ランド）を設置、放課後児童クラブの増室を図る。また、事業内容の充実を図る。	実施	→	→	→	→
		子育て・若者世帯の住宅取得補助金	基山町の人口は平成12年の19,176人をピークに減少傾向にあるため少子高齢化の流れに歯止めをかける必要がある。	申請者に中学生以下の子がいる世帯又は申請者もしくは配偶者のいずれかが40歳に到達していない世帯が、基山町に定住することを目的として新築住宅又は中古住宅を取得した場合に子育て・若者世帯の住宅取得補助金を交付する。	実施	→	実施	検討	→
		新婚世帯家賃補助金	基山町の人口は平成12年の19,176人をピークに減少傾向にあるため少子高齢化の流れに歯止めをかける必要がある。	賃貸借契約に基づき、基山町内の民間賃貸住宅に居住し、その住宅の所在地に住民登録している世帯に対し、家賃補助金を交付する。（対象は、過去1年以内に婚姻の届出をされた新婚世帯で、申請者もしくは配偶者のいずれかが40歳に到達していない世帯。）	実施	検討	→	→	→
		移住体験住宅事業	基山町の人口は平成12年の19,176人をピークに減少傾向にあるため少子高齢化の流れに歯止めをかける必要がある。	大学の学生によるアイデアを取り入れて地元業者施工による改修というモデル住宅委託事業を行い、低コストで満足度の高い環境を提供する。完成したモデル住宅は、移住体験住宅やリノベモデル住宅として活用する。	実施	→	→	→	→

行政改革大綱		行政改革実施計画			実施スケジュール				
基本項目	主な取組内容	具体的項目	取組前の状況	取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
(2)持続可能な財政運営の実現	①税収入等の確保	町税徴収率の向上	平成28年度町税4税（個人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）の現年課税・滞納繰越分を合わせた全体の徴収率は96.12%である。	町税徴収率の向上のため、口座振替の推進やコンビ納付の周知を行いながら自主納付の推進を図る。また、職員のスキルアップを図るとともに、効率的かつ効果的な滞納整理を実践する。	実施	→	→	→	→
	②自主財源の確保	給食費の未納についての適切な徴収	給食費の未納については、児童生徒の卒業後徴収が難しくなるため、年度内に納付できなかった分が未収金として残っていた。	給食費の長期滞納がないよう、適切な納付干渉を行い年度内納付を心がけ、保護者の負担を軽減する。給食会計の効率的な運営のための会計処理の方法を検討し、事務改善を行う。	検討	→	→	実施	→
		町有施設の使用料見直し	町有施設の使用開始当初の使用料設定は、利用促進を図るため、低く設定している。体育施設、町民会館、憩の家の使用料は指定管理者が徴収している。	受益者負担の原則に立った、運営費、維持補修費を基礎とした適正な使用料への見直しを行う。	実施	→	→	→	→
		ふるさと応援寄附の推進及び寄附金の活用	返礼品の開発などにより平成28年度では約5億7千万円の寄附をいただいております、平成29年度では約10億6千万円の寄附を見込んでいます。また、平成29年度には合宿所建設や放課後児童クラブ増設などに活用を行っている。	一定の自主財源の確保を図るため、返礼品の見直しを適宜行い制度の推進を図っていく。あわせて返礼品開発による地場産業・地場企業の活性化に寄与させていく。また、いただいた寄附金については、子育て支援や福祉、まちづくりに資するような事業への活用を行っていく。	実施	→	→	→	→
		有料広告事業の推進	H Pのパナー、町立図書館のブックカバーへの有料広告利用が伸びていない。	広告代理店等と連携し、広告主の募集や新たな広告媒体を検討し利用促進を図っていく。	実施	→	→	→	→

行政改革大綱		行政改革実施計画			実施スケジュール				
基本項目	主な取組内容	具体的項目	取組前の状況	取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
(2)持続可能な財政運営の実現	②自主財源の確保	未利用地の有効活用	一団の町有未利用地は少ないが、開発等に伴う残地等は未利用のまま点在している。	公共利用の見込みがないものについては、払下げなどの検討を行う。本桜・城の上線道路改良の残地（旧神の浦ため池）の有効活用を図る。	検討	→	実施	→	→
	③事業実施時における国庫補助制度等の積極的活用	事業実施時における国庫補助制度等の積極的活用	事業実施を検討する際、国庫の補助金や財団等の助成金の活用を検討を行っている。	国庫の補助金や財団等の助成金の活用を検討を行う。あわせて他自治体の同種の事業実施を参考に研究を行う。	実施	→	→	→	→
	④中長期財政計画の随時見直し、適正管理	中長期財政計画の随時見直し	平成22年9月に10年間の中長期財政計画を策定し、その中間を経過した平成28年度に見直しを行っている。	基山町公共施設等総合管理計画の随時見直しや新たな事業などを反映しつつ、中長期財政計画の随時見直しを行う。	実施	→	→	→	→
	⑤基山町公共施設等総合管理計画の随時見直し、適正管理	公共施設の点検等の維持管理情報の活用による計画的更新	公共施設の点検等の維持管理情報は、それぞれに管理し、対処的に実施している。	公共施設の点検等の維持管理情報を活用し計画的に更新を実施することで財政負担を平準化する。総合管理計画及び施設点検結果等に基づき予防的保全の視点から施設の補修及び更新を行う。	検討	→	→	実施	
		基山町公共施設等総合管理計画の随時見直し、適正管理	平成28年度に策定を行っている。	財政負担の平準化や策定後の新たなハード事業を盛り込んでいくことなど、適宜見直しを行っていく。	実施	→	→	→	→
	⑥補助金等に関する支出の適正化	補助金の検証と評価	平成21年の補助金等審査委員会にて、一定の見直しが行われているが、「補助事業」ということで削減保留となったものも存在する。	再度、検討委員会及び審査委員会を設置し、真に必要な補助金かを検証し、継続か否かを判断する。	検討	実施	→	→	→

行政改革大綱		行政改革実施計画			実施スケジュール				
基本項目	主な取組内容	具体的項目	取組前の状況	取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
(2)持続可能な財政運営の実現	⑦各保険に係る給付の適正化	通いの場の充実	介護予防教室については、期間を限定し業者委託により拠点的に実施している。地域によっては教室までの利便性が悪い。	要介護認定率を減少させるため、各区公民館等での介護予防サポーター（ボランティア）による通いの場（介護予防教室）を推進して行く。	実施	→	→	→	→
		国民健康保険の予防事業等の促進による医療費適正化	特定健診・保健指導の実施、ジェネリック医薬品の推進を行っている。	健康ポイントの活用、未受診者対策等により特定健診の受診率を向上させていく。保健指導の充実を図り重症化予防を実施。広報等によりジェネリック医薬品を推進させる。柔道整復施術療養費の適正化の取組を実施。消防署等からの情報提供を活用し国保連合会と連携して第三者行為求償事務の取組を強化する。	実施	→	→	→	→
		後期高齢者医療の予防事業等の促進による、医療費適正化	健康診断を実施している。	健康診断及び予防等に取り組む。	実施	→	→	→	→
(3)行政サービスの向上	①窓口業務のサービス向上	コンビニ交付サービスの利用推進	コンビニ交付サービスの利用者が少ない状況である。	町内外への広報を行う。コンビニ交付サービス利用のために、個人番号カードの取得促進を行う。	検討	実施	→	→	→
		図書館祝日開館の推進	平成28年4月より閉館時間を17時から18時に変更し、開館時間を1時間延長した。館内整理日による休館をなくし、開館日を増やした。	祝日の図書館開館を検討する。	検討	実施	→	→	→

行政改革大綱		行政改革実施計画			実施スケジュール				
基本項目	主な取組内容	具体的項目	取組前の状況	取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
(3)行政サービスの向上	②高齢者福祉の推進	地域包括ケアシステムの推進	高齢化が進むにつれて、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加している中、生活支援の必要性が増している。	高齢者のニーズとサービス提供主体のマッチングを行い、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進する。	検討	実施	→	→	→
		地域包括ケアシステムの推進	高齢化が進む中、住み慣れた地域で暮らしを継続するためには、健康寿命を延ばし、生活の質を高める必要がある。	高齢者がいきいきと暮らしていけるよう介護予防や健康増進事業に積極的に参加することを促進するため、参加者に対しポイントを付与する。ポイントは、基山シール会ポイントと交換するものとし、高齢者の健康気運を高める。	実施	→	→	→	→
	③子育て支援の推進	児童見守り等に関する地域との連携	登下校時の見守り等、地域での独自事業が自主的に行われている。	登下校時のみならず、地域による防犯パトロール実施を推進する。こども110番の家等により安全の確保を図る。	検討	実施	→	→	→
		町の保育の質と量の確保	町立の基山保育園は築40年以上経過し、建て替えが必要な状況である。	基山保育園の建て替えについては、公立保育所1園、民間保育所1園で整備し、待機児童がでないように町の保育の質と量を確保する。	検討	実施	→	→	→
		子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援法を踏まえ、基山町子ども・子育て支援事業計画として、平成27年度～31年度版を策定している。	子育て支援サービスのニーズ等を踏まえ、平成32年度～平成36年度版を作成する。	検討	検討	実施	→	→

行政改革大綱		行政改革実施計画			実施スケジュール				
基本項目	主な取組内容	具体的項目	取組前の状況	取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
(3)行政サービスの向上	④多文化共生社会の推進	基山町多文化共生推進プランの策定及び推進	外国人の住民登録者数が最近3年間で倍増している中で、誰もが活躍できる社会づくりが求められている。	生活者としての外国人住民にとって住みよい町は、誰もが住みやすく活躍できる町づくりにつながることから、基山町における多文化共生社会の実現に向けたプランを策定し、着実な推進を図る。	検討	実施	→	→	→
		基山町多文化共生社会推進会議の設置	外国人の住民登録者数が最近3年間で倍増している中で、誰もが活躍できる社会づくりが求められている。	外国人住民や日本人住民、外国人雇用企業担当者、行政担当者などオール基山考える体制を構築し、情報の共有と相互理解を図りながら、基山町多文化共生プランの進捗状況の確認と各自の責任と役割を果たしていく。	実施	→	→	→	→
		日本語教室の設置	外国人の住民登録者数が最近3年間で倍増している中で、誰もが活躍できる社会づくりが求められている。	基山町内に日本語教室を設置し、生活に必要な日本語の習得を中心として生活上のルール等も学びながら在住外国人を支援すると共に、在住日本人へも相互理解の窓口として活用する。	検討	実施	→	→	→
	⑤地域公共交通の利便性の向上	コミュニティバス等の利用促進	高齢化が進む中で、日常生活における移動手段としてコミュニティバス等が十分に利用されていない。	運転免許証返納サービス・路線・ダイヤの見直し・イベント等での利用促進PR活動・お試し乗車の取組み	実施	→	→	→	→

行政改革大綱		行政改革実施計画			実施スケジュール				
基本項目	主な取組内容	具体的項目	取組前の状況	取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
(3)行政サービスの向上	⑥安全な交通基盤の確保	安全な交通基盤の確保のため歩道狭小等の道路など歩行者の安全対策を視点にした道路改良	円滑な自動車移動の為、車道の道路拡幅の視点により道路の改良を行っている。	歩道狭小や転落の危険等が潜在する道路の改良に努めることで、道路の継続的で安全な道路交通基盤を確保する。	検討	→	実施	検討	実施
		安全な交通基盤の確保のため道路施設の適正更新	道路等施設老朽化に対する更新について、交通量が多い幹線道路では、対処的対応で行っている。	道路施設となる「橋梁、舗装」の補修に対し予防保全的対応を実施することで道路の継続的で安全な道路交通網確保する。	検討	実施	→	検討	実施
(4)効率的・効果的行政運営の確立	①課・係等の組織の適正化	組織の再編	平成27年4月に大幅な機構改革を実施し、平成28年4月には懸案事項となっていた部分の一部機構改革を実施した。しかしながら情勢も刻々と変化することから常に見直しなどの検討を行う必要がある。	・迅速な意思決定や総合的な事業展開を図るためには、各課系の業務量等の平準化を図り、課長と係長が十分に掌握できる範囲の業務量を設定する必要がある。 ・その時々業務量に合わせた課系の再編を行う。	検討	→	実施	→	→
	②職員数及び職員配置の適正化	定員管理計画の見直し	現在も定員管理計画に基づき人員配置を行っているが、常に業務量と適正な人員配置については検討する必要がある。	必要人員を確保するため、「基山町職員定員管理計画」の見直しを行う。	検討	→	→	→	→
	③人材の確保及び育成強化	職員研修目的での派遣の実施	現在は、佐賀県、九州経済産業局との人事交流を行っており一定の成果を上げている。	国や県の機関に研修目的で1年から2年間派遣し、各分野でのノウハウとネットワークを習得する機会を持たせる。	実施	→	→	→	→

行政改革大綱		行政改革実施計画			実施スケジュール				
基本項目	主な取組内容	具体的項目	取組前の状況	取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
(4)効率的・効果的行政運営の確立	④民間機能の活用（指定管理者活用、PPP/PFI手法の導入等）	指定管理者制度等の有効活用	体育施設、町民会館、に加え、平成30年度より基山町合宿所に、指定管理者制度を導入する。	指定管理者制度を導入している施設については、サービスと安全面での検証を実施し、その他施設についても、指定管理者制度等の導入を図る。	実施	→	→	→	→
		アウトソーシングの推進	体育施設、町民会館、に加え、平成30年度より基山町合宿所に、指定管理者制度を導入する。	町事業を点検の上、アウトソーシングできる業務がないかについて研究・推進を行う。	実施	→	→	→	→
	⑤広域行政の推進	下水道事業の効率化及び経済性等の広域連携のメリットを活用した事業計画の検討	下水道事業について、広域連携により汚水処理を行っている。	下水道事業において地形や現状を考慮しながら広域連携と合併処理浄化槽などの個別処理との併用を検討し効率性、経済性を確保する。	検討	実施	→	→	→
		消防事務の広域事務組合による実施	現在消防署運営等の消防事務については、鳥栖三養基地区消防事務組合において広域により実施されている。	消防署運営等の消防事務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き鳥栖三養基地区消防事務組合に加入し実施していく。	実施	→	→	→	→
		ごみ処理施設運営業務の広域清掃施設組合による実施	現在、ごみ処理施設運営業務については、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合において広域により実施されている。	ごみ処理施設運営業務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き筑紫野・小郡・基山清掃施設組合に加入し実施していく。	実施	→	→	→	→

行政改革大綱		行政改革実施計画			実施スケジュール				
基本項目	主な取組内容	具体的項目	取組前の状況	取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
(4)効率的・効果的行政運営の確立	⑤広域行政の推進	上水道事業の広域水道事業団による実施	現在、上水道事業については、佐賀東部水道事業団において広域により実施されている。	上水道事業については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き佐賀東部水道企業団に加入し実施していく。	実施	→	→	→	→
		し尿汚泥処理施設運営等の事務の広域事務組合による実施	現在、し尿汚泥処理運営等の事務については、三神地区環境事務組合において広域により実施されている。	し尿汚泥処理運営業務等の事務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き三神地区環境事務組合に加入し実施していく。	実施	→	→	→	→
(5)協働のまちづくりの推進	①地域組織、NPO等による協働によるまちづくり活動の促進	自主防災組織の強化	東日本大震災、熊本地震等の発生により防災意識が高まってきている。	自主防災組織を醸成するために防災講演会を実施する。	実施	→	→	→	→
		基山町まちづくり基金事業による町民活動団体への支援	基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働のまちづくりを具体的に進める施策が必要である。	町民のまちづくりに対するやる気を支援できる制度として、多くの方々の意見を取り入れながら、基山町まちづくり基金事業の活用促進とよりよい制度へ改善検討を行う。	実施	実施	→	→	→
		基山町男女共同参画推進プランに掲げた施策の実行	基山町男女共同参画推進プランを実際に進めるため、実施計画に基づいた各種施策の進捗状況の確認と啓発、関係機関等との連携が必要である。	男女共同参画推進プランに基づく町民への啓発活動や審議会等への女性登用目標値達成等に向けた関係機関との連携に取り組んでいく。	実施	→	→	→	→

行政改革大綱		行政改革実施計画			実施スケジュール				
基本項目	主な取組内容	具体的項目	取組前の状況	取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
(5)協働のまちづくりの推進	②協働の手法による適切な町民ニーズの把握	基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働のまちづくりを具体的に進める施策	基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働のまちづくりを具体的に進める施策が必要である。	集落支援員制度を活用し、公民館活動コーディネーターを雇用し、基山町社会福祉協議会や健康福祉課が派遣する生活支援コーディネーターと協力して地域コミュニティ活動の活性化支援を行う。	検討	実施	→	→	→
		交通安全対策における地域見守りと連携しての対策検討	不定期な巡視や地域からの情報提供を受け、対策を実施していた。	交通安全対策において、危険箇所のためのハード対策でなく地域見守りと連携し効果的なハード対策を計画実施する。	検討	実施	検討	→	実施
		基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働化推進計画の推進	基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働のまちづくりを具体的に進める施策が必要である。	協働化推進計画にある町民提案制度や協働化事業の提案など基本条例に掲げられた各種制度の定着と確実な実行により町民ニーズの把握に努めると共に、P D C Aサイクルに基づく協働化推進計画の着実な見直しと推進を図る。	実施	実施	→	→	→
(6)行政運営に係る透明性の向上、積極的な情報発信	①情報公開の推進	行政情報の公開	情報公開コーナー、図書館においてペーパーで公表している。広報、ホームページにより公表している。	行政情報公開を充実させる。	実施	→	→	→	→
	②情報発信の推進（町ホームページの改修等）	情報提供の充実	情報の発信については、広報「きやま」、ホームページ、フェイスブック、出前講座により情報提供を行っている。ホームページについては、平成29年度にリニューアルした。	ホームページを活用し、情報提供を充実させる。	実施	→	→	→	→

行政改革大綱		行政改革実施計画			実施スケジュール				
基本項目	主な取組内容	具体的項目	取組前の状況	取組内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
(6)行政運営に係る透明性の向上、積極的な情報発信	③事業評価の確立	行政評価公表の充実	行政評価により事務事業の評価を行い公表を実施している。	行政評価を活用し、PDCAサイクルを繰り返すことによって、継続的な業務改善を行う。評価結果の公表を行う。	実施	→	→	→	→